

報告事項エ

新公益法人制度に係る知事の権限に属する事務の補助執行について

新公益法人制度に係る知事の権限に属する事務の補助執行について、別紙のとおり報告
します。

平成20年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

新公益法人制度に係る知事の権限に属する事務の補助執行について

新公益法人制度が施行されることに伴い、以下のとおり知事の権限に属する事務を補助執行することについて、協議が成立しました。

1 補助執行事務

新公益法人制度における知事の権限に属する事務のうち、教育委員会の所管事項を事業の目的とする法人に係る事務

2 補助執行の開始日

平成20年12月1日（公益法人制度改革三法の施行日）

◎公益法人制度改革について

(1) 制度の概要

従来の公益法人に相当するものが、登記のみで設立できる「一般社団・財団法人」と、それらのうち公益性を認定された「公益社団・財団法人」とに分離される。法人の公益性の認定等を行う際には、公益認定等審議会への諮問が行われる。

（既に設立されている公益法人も5年間の移行期間中にいずれかに移行しなければならない。）

(2) 法人の監督等

原則として一般社団・財団法人には行政の監督は行われず、公益社団・財団法人については、従来と同様に立入検査等の監督が行われる。

現行制度においては、法人への監督等は、法令により、教育委員会の所管事項を事業の目的とする法人（現在41法人）については、教育委員会が行っていたが、新制度においてはすべて知事の権限とされる。

◎補助執行事務について

新制度においても、知事との協議により、法人の業務について熟知した機関が監督等を行うことが適切であると考えられるため、知事の権限のうち、教育委員会の所管事項を事業の目的とする法人について、教育委員会で行う（知事名による）こととする。

- ・ 所管法人の新法人移行に関する事務
- ・ 新法人移行後の指導監督、立入検査等
（参考）知事部局の事務
 - ・ 公益認定等審議会の運営
 - ・ 認定事務の総合調整等

【参考】地方自治法

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

鳥取県教育委員会所管公益法人の所管課一覧

1 主管課：教育総務課

2 所管課：以下のとおり（公益法人数41）

所 管 課	公 益 法 人 名
教育総務課 (6 法人)	(社)鳥取県私学振興会、(社)鳥取県私立学校協会、 (財)鳥取県教育文化財団、(財)鳥取県護国神社奉賛会、 (財)鳥取バイオサイエンス振興会、(財)鳥取県教育会館
福 利 室 (1 法人)	(財)鳥取県教育関係職員互助会
小中学校課 (1 法人)	(財)佐武会
人権教育課 (8 法人)	(財)三松奨学育英会、(財)竹歳俊夫奨学育英会、 (財)鳥取県育英会、(財)境港うなばら水産奨学会、 (財)鳥取県高等学校教育振興会、(財)鳥取県教育弘済会、 (財)長谷育英奨学会、(財)坂口奨学館
家庭・地域 教育課 (5 法人)	(財)鳥取県ボーイスカウト運動維持財団、 (財)鳥取市社会教育事業団、(財)昭和教育会、(財)思齋社 (社)ハーモニカレッジ
文化財課 (8 法人)	(財)史跡鳥取藩主池田家墓所保存会、(財)鳥取市教育福祉振興会、 (財)米子市教育文化事業団、(財)渡辺美術館、 (財)ごうぎん鳥取文化振興財団、(財)境港市文化福祉財団、 (財)植田正治写真美術財団、(財)鳥取市文化財団
体育保健課 (5 法人)	(財)鳥取県学校給食会、(財)鳥取市学校給食会、 (財)鳥取県体育協会、(財)米子市学校給食会、 (財)澤巖記念スポーツ振興基金
スポーツセ ンター (7 法人)	(財)尚徳会、(財)伯耆町スポーツ振興事業団、 (財)倉吉市教育振興事業団、(財)鳥取県水泳連盟、 (財)北条スポーツクラブ、(財)鳥取県サッカー協会、 (財)初動負荷トレーニング研究財団